

事 務 連 絡
令和 6 年 4 月 2 2 日

会員事業者 各位

(公社) 沖縄県トラック協会
適 正 化 事 業 課

**「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準（改善基準告示）」
を踏まえた一部改正について（周知）**

平素は、当協会の業務運営にご理解、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。
標記について、令和 6 年 4 月 1 日に適用された「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」踏まえた一部改正が下記のとおりございました。
つきましては、下記 URL をご確認くださいようお願い致します。

記

1. 「自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う一般的な指導及び監督の実施マニュアル」の一部改正について
https://jta.or.jp/member/anzen/anzen_kisoku_kaisei20180604.html
2. 「貨物自動車運送事業輸送安全規則の解釈及び運用について」の一部改正について
https://jta.or.jp/member/anzen/anzenkisoku_kaisei202404.html

※ホームページに掲載しております。

以上

〈お問合せ先〉

(公社) 沖縄県トラック協会 適正化事業課 TEL：098-863-0280